

白井市指定管理者選定審査会委員委嘱状交付式及び
令和6年度第7回白井市指定管理者選定審査会 会議録（概要）

1. 開催日時 令和6年10月7日（月）午後1時15分から午後2時30分
2. 開催場所 白井市役所東庁舎1階 会議室101
3. 出席者 寺島会長 大道副会長 落合委員 三浦委員 中世委員 山下委員
4. 欠席者 なし
5. 事務局 総務部 永井部長
公共施設マネジメント課 鈴木課長 八木主査 石福主査 鈴木主事
6. 傍聴者 なし（非公開）
7. 議題 議題1 指定管理者制度の概要及び指定管理者選定審査会について
（説明） 議題2 指定管理者選定審査会の審査手順について
議題3 今後のスケジュールについて
9. 議 事

●事務局

それでは、皆様お集まりいただきましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。ただいまから白井市指定管理者選定審査会委嘱状交付式及び第7回指定管理者選定審査会を開催いたします。

本日、進行を務めます公共施設マネジメント課、鈴木と申します。よろしくお願い致します。

本日のスケジュールは、お手元の次第に基づき、初めに委嘱状交付式として、委嘱状交付、市長挨拶、委員自己紹介、会長、副会長の選出を経て、審査会として今後審査に必要な事項について、事務局から説明いたします。その後、審査会終了後に希望者で、今年度、指定管理者を選定する二つの施設の見学を行い、最終的に午後4時10分ごろの終了を予定しております。

本日の会議は、審議会等の会議の公開に関する指針に基づき非公開とし、会議録につきましては、発言要旨が分かるように発言の上、委員の氏名等を伏せて公開いたします。

また、会議録作成のため、会議中についてはICレコーダーで録音させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、白井市指定管理者選定審査会の委嘱状交付式を行います。

1人ずつお名前をお呼びいたしますので、呼ばれましたら自席にて御起立ください。

笠井市長から委嘱状を交付させていただきます。

寺嶋康二様。

●笠井市長

委嘱状、寺嶋康二殿。白井市指定管理者選定審査会委員を委嘱します。委嘱期間は、令和6年10月7日から令和9年10月6日まで。令和6年10月7日、白井市長笠井喜久雄。

●寺嶋委員

よろしくお願いします。

●事務局

大道敏浩様。

●笠井市長

委嘱状、大道敏浩様、以下同文です。よろしくお願いします。

●事務局

落合正様。

●笠井市長

委嘱状、落合正様、以下同文です。よろしくお願いします。

●事務局

三浦永司様。

●笠井市長

委嘱状、三浦永司様。よろしくお願いします。

●事務局

中世和夫様。

●笠井市長

委嘱状、中世和夫様、以下同文です。よろしくお願いします。

●事務局

ありがとうございました。

なお、山下英之委員は市副市長のため、既に市長が任命しており、書面での交付は省略させていただきます。

それでは、開会に当たって、笠井市長から御挨拶申し上げます。

●笠井市長

皆さん、こんにちは。市長の笠井です。

本日は、御多忙の中、この審査会委嘱状と会議に出席をしていただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様には、審査会の委員を引き受けていただきまして、心から感謝と敬意を表します。どうかよろしくお願いいたします。

これから3年間、市の大切な施設の管理運営の審査を行っていただきます。この指定管理者制度というのは、平成18年から、市が持っている21の施設があるのですが、この施設の管理を民間の方をお願いをしております。民間の方をお願いすることによりまして、大きく二つの目的がございます。

一つは、サービスの質の向上です。民間が持っているノウハウというものを施設管理に生かそうということで、サービスの質の向上を目指していきます。二つ目は、経費というものをタイトに、少しでも削減ができればということで、この二つの大きな目的のために、民間の方に施設管理をお願いしているわけです。

ただ、経費の削減といっても、やはり適切な賃金、報酬が支払わなければ、サービスの向上につながりませんので、この辺も十分審査をしていただいて、その中で適切な事業者を選んでいただきたいと思います。

21施設あるわけですが、NPOだったり、民間企業だったり、いろいろな方が施設管理に関わっています。実際、導入してから、私なりに、民間の方が入ることによって利用者の幅は広がってきていますし、サービスの質も向上しているのではないかと考えております。

ただ、一方で、同じ指定管理者が、なかなか新しい人が参入できないという問題がありまして、マンネリ化というのも否めない状況であります。こういう中で、いかに利用者、市民にとって、その施設が適切に、そして大いに活用できるような管理運営をお願いできればと考えております。

今回、新しいメンバー、そして継続のメンバーもいますが、それぞれの知見やそれぞれの今までの経験を通して、適切な審査をお願いしたいと思います。

今年は二つの施設があります。西白井のコミュニティプラザというところが一つありまして、そこと、従来から古い白井コミュニティセンターと児童館があります。ですから、新しい施設と従来、旧地区にあった施設、この二つの審査をこれからお願いするわけですが、ぜひいい業者を選んでいただきたいと思います。

結びに当たりまして、少しでも市民サービスが拡充することを御祈念、そしてお願いを申し上げまして、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。どうか皆さん、3年間よろしくお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。

それでは、次第4の委員自己紹介に移ります。1分程度で構いませんので、委嘱状交付の順に、簡単に自己紹介をお願いします。

寺嶋委員、お願いします。

●寺嶋委員

私、御紹介にあずかりました千葉商科大学で会計学の教員をしております寺嶋です。よろしくお願いいたします。

専門は会計学ですので、もっぱら候補になる企業の財政面について、コメントをさせていただければと思います。これから3年間よろしくお願いいたします。

●大道委員

順番なので、2番目で御紹介、説明させていただきます。私、社会保険労務士の大道と申します。本当に今回はよろしくお願いいたします。

我々の仕事は、基本的には、今、市長が申し上げたように、市民サービスが向上するために、その指定管理者の労務管理がどうか、その働いている人たちの賃金を含めた時間外の対応等をしっかりされて、そこで働いている人がしっかり働くことが、結果的に市民サービスの向上につながるという考え方で、我々も社労士として労務監査をやらせていただきますので、その観点ですね。

審査という面では、委員としての立場で発言をさせていただきますので、今後ともひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

●落合委員

初めまして、税理士の落合と申します。今後ともよろしくお願いいたします。

毎年、確定申告の無料相談とか、そういうことではこちらのほうにお邪魔しているのですけれども、それ以外は、なかなか僕のほうも顔を出すことができなかったもので、これから3年間、こちらのほうの指定管理者のほうで、微力ながら少しでも貢献できればなと思っています。よろしくお願いいたします。

●三浦委員

失礼します。三浦永司でございます。よろしくお願いいたします。

名簿には、附属機関等の代表者となっていますが、ちょっとおこがましい感じがございまして、具体的には、ここにもありますように生涯学習推進委員会、社会教育委員会ですね、昔の。委員を今、副委員長を務めさせていただいております。

公民館を中心とした活動の場所ですけれども、ユーザーの立場として、こういう業者さんに入っていただいたらいいのかなというような観点で来ていたほうがいいのかなというのを市長さんのお話を伺って感じたところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●中世委員

中世和夫といいます。白井の広報紙を見まして、応募させていただきました。

白井市でよく使わせていただいているのが、工業団地の中にある公民センターで毎週1回利用させてもらっています。あと、西白井のコミュニティセンターと隣の福祉センターとか、そういったところを市民として利用させてもらっております。よろしくお願いいたします。

●山下委員

こんにちは。委員の山下英之でございます。よろしくお願いいたします。

副市長3年目でございます。ということで、この審査会の委員も3年目ということにな

るわけでございます。

私、市の職員になる前は、千葉県庁の職員でございまして、県庁時代にこの指定管理者制度を所管する担当部局にありました。担当課にありました。ということもございまして、理屈っぽいような部分でございましてとか、あと、前期も委員をやっておりましたので、前期の雰囲気でございますとか、議論の過程でございますとか、そういった部分でお役に立てるのかなと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。

続きまして、事務局を紹介いたします。

総務部長の永井です。

●総務部長

総務部長の永井でございます。よろしくお願いいたします。

●事務局

公共施設マネジメント課長、鈴木です。

●公共施設マネジメント課

公共施設マネジメント課長の鈴木です。よろしくお願いいたします。委員の皆様には、白井市指定管理者選定審査会委員として、3年間やっていただくこととなりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局

公共施設マネジメント課の八木です。

●公共施設マネジメント課

公共施設マネジメント課、八木と申します。よろしくお願いいたします。

●事務局

公共施設マネジメント課の石福です。

●公共施設マネジメント課

公共施設マネジメント課の石福です。よろしくお願いいたします。

●事務局

私、公共施設マネジメント課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

続きまして、次第5、会長・副会長の選出に移ります。

後ほど職務の詳細を説明いたしますが、この審査会については、市長の諮問に応じて、指定管理者の候補者の選定及び指定の取消しについて審議し、答申をするものです。会長は審査会を代表し、会議を総理します。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理します。

会長、副会長の選出につきましては、白井市付属機関条例第3条で、委員の互選により定めると規定されておりますので、皆様から推薦いただければと思います。

では、初めに会長の選出を行います。

立候補または推薦等がありましたらお願いいたします。

●事務局

立候補の推薦等がございませんでしたので、前回から会長を務めていただいております寺嶋委員に、引き続きお願いしたいと思っていますところです。

寺嶋委員につきましては、応募団体の経理、財政状況の審査において、御理解が深いところもございますので、事務局案ですが、引き続き寺嶋委員に会長をお願いできればと思います。皆様いかがでしょうか。

〔拍手〕

●事務局

それでは、寺嶋委員に会長をお願いしたいと思います。

寺嶋委員、会長席のほうに移動をお願いいたします。

続きまして、副会長の選出に移ります。

立候補または推薦等がありましたらお願いいたします。

●事務局

今回は、ほとんどの委員が新任となりますので、なかなか難しいところですが、市が指定管理者の労働条件を確認する労働条件審査の審査を行っていただいたことなど、指定管理者制度について御理解が深いところもございますので、事務局案ですが、社会保険労務士の大道委員に副会長をお願いできればと思います。皆様いかがでしょうか。

〔拍手〕

●事務局

それでは、大道委員に副会長をお願いします。

先ほど自己紹介いただいたところではございますが、寺嶋会長から御挨拶をお願いいたします。

●寺嶋会長

改めまして、会長として就任いたしました寺嶋です。どうぞよろしくお願いします。

一応、私も山下委員と同じように今回2期目になりますので、前期の雰囲気等も含めて皆様に共有しつつ進めていけたらと思っています。よろしくお願いします。

●事務局

ありがとうございました。

続きまして、大道副会長から御挨拶をお願いします。

●大道副会長

改めまして大道です。よろしくお願いいたします。

副会長ということで、初めて体験させていただきますけれども、会長の足を引っ張らないでサポートできるように頑張っていきたいと思いますので、今後とも温かい目で見ただけであればありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

●事務局

ありがとうございました。

笠井市長におかれましては、公務のため、ここで退席させていただきます。

●笠井市長

皆様、3年間、よろしくお願いいたします。

●事務局

会議に入る前に、本日の会議資料を確認します。

本日の会議資料は、会議の次第、資料1、指定管理者制度の概要及び指定管理者選定審査会について。資料2、指定管理者選定審査会審査手順。資料3、令和6年度指定管理者候補者選定審査票（案）です。あともう一つ、白井市西白井コミュニティプラザの前の答申を例としてつけています。不足等ありませんでしょうか。

それでは、これより議事進行を会長にお願いし、議題に入りたいと思います。

会長、お願いします。

●会長

それでは、お手元の次第によりまして、議題に入りたいと思います。

初めに、説明事項1、指定管理者制度の概要及び指定管理者選定審査会について事務局の方から説明をお願いいたします。

●事務局

指定管理者制度の概要について御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

指定管理者制度については、平成15年に地方自治法の改正が行われまして、白井市では平成18年度から指定管理者制度を導入しております。

この指定管理者制度については、(1)のほうになりますが、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的としております。

具体的には、公の施設の管理に民間事業者等が自ら有する専門的な手法を活用することにより、管理経費の削減ができ、その結果、公の施設の低料金化が図られ、また、利用する市民の満足度を上げ、より多くの利用者を確保しようとする民間事業者等の発想を取り入れることにより、サービスの向上を期待するものです。

(2) になります。公の施設というのは、住民の福祉の向上に欠かせない公共サービスであって、地方公共団体が設置する住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設になります。公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例で定めているものになります。白井市の主な公の施設は、下の四角囲みの中にあるようなものになります。

指定管理者制度を導入することで、条例で定められた場合に、指定管理者が施設の使用の許可や利用料金を徴収することができるようになります。

白井市では、利用料金は、指定管理者の収入とすることができる利用料金制を採用しています。管理と運営をまとめて指定管理者にお願いする制度になりますので、業務委託と違い、指定管理者でこういうふうにやりたいということを自分たちで決めることができるため、民間のノウハウを活用できる制度ということになります。

簡単にまとめますと、指定管理者とは、公の施設を管理する自治体のパートナーであるといえます。

1枚めくっていただきまして、続きまして2ページ目を御覧ください。

こちらは公の施設の中で、現在、指定管理者制度を導入しているものになります。

白井市の特徴として、複合施設が多くあります。皆様がイメージしやすいものとして、5番目の駅前センターですが、こちらは、公民館と児童館と老人憩いの家の複合施設になります。

施設の種類ごとに条例がございまして、白井市公民館の設置及び管理に関する条例、白井市児童館の設置及び管理に関する条例、白井市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の三つの条例に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行わせているものになります。

欄外に書いてありますが、設置管理条例ごとのカウントになるので、施設数は合計で21施設となり、指定管理者導入件数としましては12件となっております。来年度から、これに加えて公民センターも新規導入するため、これより一つ増になる予定です。

皆様に少し分かりづらいところとしましては、施設の種類ごとに施設担当課が分かれております。

駅前センターを例にしますと、公民館が生涯学習課、児童館が子育て支援課、老人憩いの家が高齢者福祉課の所管となっております。指定管理者選定審査会の事務局は、公共施設マネジメント課が行いますが、指定管理者の候補者の募集は、条例を所管する担当課が行っております。複合施設に関しては、面積が広く、主となる施設の所管課が募集を行っております。

表の右側に、それぞれの指定期間がありますが、指定管理者については、一定の期間を設けて、その期間の施設の管理と運営をお願いしております。

今回、皆様に審査していただく施設は、9番目の白井コミュニティセンター、白井児童

館と、11番目の西白井コミュニティプラザで、現在、令和7年の3月31日までの指定期間となっておりまして、本年度末までの指定期間でありますので、来年度からの指定管理者の候補者を選定するに当たり、委員の皆様には白井市から諮問をさせていただき、選定審査会で審議いただき、答申を頂くという形で進めていくこととなります。御覧いただくと分かりますように、今年度末で終了する施設が多数あります。

今年度、この審査会は既に7回目となっておりまして、もう6回、前任の委員の方々に幾つかの候補者を選定していただいております。

3番目の高齢者就労指導センター、5番目の駅前センター、9番目の白井コミュニティセンター、10番目の学習等供用施設、これは富士センターのことです。

また、来年度から新規指定管理者を導入予定の公民センターの5施設については、審査をしていただいております。そのうち4施設については、候補者の選定が終了しております。

白井コミュニティセンターについては、10月23日に審査を皆様にしていただく予定ですが、これは、先に行った審査の結果で候補者がいなかったため、再度募集を行いまして、再度選定審査会に諮問させていただくことになったため、この白井コミュニティセンターについては、2回目の審査ということになります。詳細については、23日に、担当から募集要項等については、説明させていただく予定としております。

本日この審査会の終了後に、白井コミュニティセンターと西白井コミュニティプラザについては視察を予定しておりますので、御希望の委員の方は、ぜひ御参加くださいますようお願いいたします。

続きまして、3ページ目、御覧ください。

こちらについては、特に覚えていただく必要はないものですが、この指定管理者制度については、平成15年の法律の改正があって新設された制度であります。その内容について、主な部分について網掛けをしております。

地方自治法第244条は、普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。とあり、公の施設の位置づけが定義されています。地方自治法第244条の2第1項については、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例で定めなければならないことが規定されております。この条例は、市が定めるルールで、議会で決定されることとなります。

3項になりますが、指定管理者の部分になります。公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体にあって当該普通地方公共団体が指定するもの、指定管理者に当該公の施設の管理を行わせることができるということになっております。

4項を見ていただきますと、前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるということになっております。

資料が飛びますが、ブルーのファイルに、次回の西白井コミュニティプラザの一式、資料をつけてございまして、中に資料を挟んであるのですけれども、そこに一番下のほうに、白井市西白井コミュニティプラザの設置及び管理の条例をつけてございます。

このような設置管理条例がありますということで、3条のほうは、指定管理者による管理が書かれて、4条が指定管理者が行う業務が規定されております。

10条のほうですね。指定管理者の指定の手續にして規定されており、11条に、指定取消しの際に、この指定管理者選定審査会で意見を聞くことが規定されております。こういうものがあるということをお理解いただければと思います。

すいません、いろいろと資料が飛んでしまったのですけれども、このような法律に基づいて条例が定められ、条例に基づいて選定審査会へ諮問して、答申をもらうという手続があるという大まかな流れをおさえていただければと思います。

以上が指定管理者制度の概要になります。

続きまして4ページ、指定管理者選定審査会について御説明いたします。4ページをお覧ください。

指定管理者選定審査会については、白井市附属機関条例に基づく組織であり、担任する事務や委員の構成については、具体的に条例で定められているものになります。事前に皆様に送付した資料にはつけておりませんでした。本日お配りした資料の5ページ、6ページに附属機関条例を抜粋したものをつけてございますので、目を通していただければと思います。

4ページ目の概要についてですが、設置目的は、公の施設の指定管理者の指定に当たり、公正を確保するために設置された附属機関です。

(2)の所掌事務ですが、選定審査会は、市長の諮問に応じて、指定管理者の候補者の選定及び指定の取消しについて審議し、答申します。

また、公の施設を管理する指定管理者の管理について、市長に意見を述べることもできます。指定管理者制度を良くするために、こういうふうにしたほうがよいということを今までにもこの審査会で御意見を頂きまして、制度に反映してきております。

具体的には、どのような意見があったかという、直近では、昨年度に申請団体の審査について、サービスの評価点数が価格評価に対して反映されにくいとの御指摘がありまして、後で御説明しますが、資料2の審査手順の6ページの配点及び採点方法の提案額の審査の計算式の見直しを行っております。

こういった審査方法に対する御意見のほか、先ほど大道先生からお話がありました指定管理者で働く人の労働条件について、法律どおりに運用されているかを市としてもチェックしたほうがよいという審査会からの御意見があり、それを踏まえて、平成28年から、指定管理が初年度となる指定管理者に対して、労働条件審査を実施するようにしております。

このように、選定審査会から御意見を頂きまして、市は指定管理者制度を改善しながら実施しているような状況であります。

(3)の委員についてですが、先ほど皆様に御挨拶いただきましたが、3名の学識経験者、寺嶋会長、大道副会長、落合委員の3名が学識経験者です。それと三浦さんになりますが、公民館における事業の企画などについて審査をする生涯学習推進委員会の委員であり、附属機関の代表者として1名、それと、中世さんになりますが、市民公募で応募いただき御参加いただいている市民として1名、市の職員として、副市長の山下委員、合計6名の委員で構成されております。

委員の任期中は、白井市の非常勤特別職となります。

(4)の会議についてです。選定審査会は会長が招集し、過半数の委員の出席で成立します。

また、議事は、出席委員の過半数で決定します。

白井市は、会議は原則公開としておりますが、選定審査会は、審査に関する会議のため非公開としており、会議録を後日ホームページで公表しております。その際、発言した委員の指名を伏せた状態で、発言要旨が分かるように作成し、公表しております。

審査に当たり、委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者が経営や運営に関わる申請団体の審査には加わることはできません。もし該当があるようでしたら、事務局までお知らせいただければと思います。

(5)守秘義務についてです。委員は、職務上知り得た秘密を漏らすことを禁止されています。委員の任期を終えた後も同様です。

以上が指定管理者選定審査会についての概要になります。

最後に7ページを御覧ください。

例年のスケジュールを補足的に御説明させていただきます。

今年度の指定管理者の選定をするものは、来年の3月31日に指定期間が終了するもので、指定開始のおおよそ1年前から動いているものになります。

指定管理者の募集要項については、本日、西白井コミュニティプラザの資料のほうにも募集要項をつけさせてもらっているのですが、70ページ以上あるような分厚い資料になるのですが、こういった募集要項を作りまして、施設担当課のほうで1か月間の期間を設けて、指定管理者になりたい団体を募集しております。

申請期間に応募団体からの申請書類を受け付けし、応募資格などの審査を施設担当課で行った上で、市長から指定管理者選定審査会に対して、候補者の選定について諮問し、審査会を開催するという流れになります。

例年、7月から10月頃に選定審査会を開催し、候補者を選定していただいております。この選定審査会で諮問に対する市への答申という形で審査の結果をまとめていただくことをやっていただいております。

答申の例としては、本日付け足した資料に前回のホームページで公表しています答申の写しをつけておりますが、このようなものを皆様に作成していただくことを選定審査会でやっていただくということになります。

戻りまして、指定管理者の指定は、議会の議決が必要となりますので、議決のために議案を作って、例年12月議会で決定いただいております。12月議会で議決後に決定した指定管理者を公表し、指定管理者と市が協議し、4月からの管理運営方法について具体的な調整を行いまして、3月に協定という形で協定書を結びまして、次年度4月からの指定管理の導入になります。

市と指定管理者の関わりは、それで終わりではなく、この指定管理者の運営状況はどのようなものか、モニタリングを実施しております。年に2回、上半期、下半期に一度ずつ、どのような運営状況か、サービスの低下はないか等をチェックしているところです。

また、先ほども説明しましたが、指定管理者が1年目に労働条件審査を実施し、労働基準法などの関係法令に則して運営されているかについてもチェックをしております。その後、年度が終わった時点で、事業報告書を毎年提出していただいております。

このような流れの中で、導入前の重要な部分になります指定管理者の候補者の選定をこの指定管理者選定審査会で行っていただきます。

駆け足になりましたが、以上で説明1を終了します。

●会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。御質問ありましたら、挙手の上で御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

すみません、私から補足というか、皆さんに考えておいていただきたいと思うことについて、少し発言させていただきたいと思います。先ほど御説明にもありましたが、この指定管理者の選定審査については、結構柔軟に変えることができるのですね。特に発言の中で、次の説明事項2のところでも御説明いただくと思うのですが、配点の方法なんかについても、結構柔軟に変えられるのですね。

先ほど御説明だと、価格点のところが昨年度変わりましたという話がありまして、現段階では、皆様、こういった評価構造になっているのかというのは、いまいちぴんときないかもしれないのですけれども、結構、審査やっている中で、この結果でこっちが選ばれるんだみたいなこと、結構あるのです。割と典型的なのが、今回添付していただいた西白井コミュニティプラザの選定ですね。これ資料を御覧いただきたいのですけれども。この案件、前回の審査が、2者から応募いただいております。まちづくり西白井という非営利活動法人のところと、株式会社アンフィニというところの2者が応募していただきました。

その結果、まちづくり西白井のほうを選定されたわけですが、こちら点数を見て

いただくと、まちづくり西白井のほうが526.8点ですね。一方で、アンフィニのほう
が523.0点ということで、かなり接戦なのですね。

このときに議論になりましたのが、これ内訳、もう少し詳細に見ていただくと、評価結
果ですね。個別の一個一個の項目というよりは、サービス等評価点数のところを見ていた
だきたいのです。これが780点満点で、まちづくり西白井は478点です。一方で、アンフィ
ニさんのほうは492点ということで、サービスの評価だけだと、アンフィニさんのほうが
上だったのです、このとき。何でまちづくり西白井のほうが上になっているかというと、
当然ながら、もう片方の審査項目である価格点です。こちらが、まちづくり西白井さんの
ほうが48.8点、その一方で、アンフィニさんのほうが31点ということで、ここで逆転して
いるという話になっていると。

ただ、このとき、まちづくり西白井さんとアンフィニさんでそんなに価格に差があった
かという、ないのです。そんなになくて。このとき何が問題だったかというと、現在の
採点方法だと、価格点が市側の提案しているというか、見込んでいる提案額から何パーセ
ント削ったかというところで価格点が現在は決められているのですけれども、当時は、候
補者の中で1位のほうに点数が与えられるというような感じだったのです。順位で点数
が入るという形だった。1位と2位の間の提案価格がどのくらい離れているかというの
は、あんまり考慮されていなかったのです。だから単純にこのケースの場合は、まちづく
り西白井さんのほうがちょっと安い提案をしていたという理由で、十何点ついていると
いう形になっていたと。

これが、このちょっと安いというので、このサービスの差というのは覆っちゃうはいい
のですかというあたりが結構議論になりまして、割と現在の評価方法のような、順位とい
うよりは、単純に市側の提案額、市側が見込んでいる金額からどのくらい削ったかとい
うところで点数をつけたほうがいいのではないかというような形に変わったというような
経緯があったりするわけです。このような形で、皆さん、審査をされていて、この結果でこ
っちなのだというようなことが結構あったりするのです。

あとは、現在の配点だと考慮されていない部分を採点上もっと考慮したほうがいいの
ではないかみたいなことも、恐らく出てくると思うのです。典型的には、現在、採点の中
では、例えば労務費というか人件費のところが、市側の見込みに対してどのくらい潤沢し
ているかみたいなところは、別に考慮されていないのですけれども、これは言ってみれば、
人件費を削って提案額を下げると、価格評価上、有利になるという話になってしまうので、
それは、指定管理として任せる業者の提案として、いいのだろうかとかいう話も当然あ
ったりするわけです。なので、今後、審査の中で、これはいいのですかみたいな話が出たら、
ぜひ活発に議論していただきたいというところを少し提言しておきたいというところ
です。

あと、もう一点が、こちらは今後のスケジュールのところでも少し御説明いただくと
思

うのですが、今年度の2件のうちの片方、次回ではなくて、その次のほうですね。白井コミュニティセンターのほうです。こちらは状況が特殊といいますか、背景が特殊なので、ここは恐らく事前に背景について、詳しく詳細を共有したほうがいいと思います。幸い4者応募があるので、そこはいいのですけれども、どういう経緯でこの再選定という形になったのかということについて、詳しく詳細を表示したほうがいいと思います。

私からは以上になります。

皆さん、どうでしょう。何か御質問ありましたら、御発言をお願いいたします。

現時点ではよろしいですか。

では、以上で説明1のほうを終了したいと思います。

では、続きまして、説明事項2、指定管理者選定審査会の審査手順について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、指定管理者選定審査会審査手順について御説明いたします。こちらは、資料2と資料3を基に説明いたします。

資料2を御覧ください。

この審査手順については、今までの審査会の委員の意見を踏まえて、市のほうで今までに、こちら9回変更しているところです。この手順は、先ほどの会長のお話にありましてとおり、皆様の意見を踏まえて適宜変更していくものになっております。これからやっただく2回の審査は、今ある、この手順により進めさせていただきたいと思っております。

1、目的。この審査手順は、審査会の審査に当たり、合理的な手順を設けることを目的とします。

2の基本的事項としましては、別に定める審査票に基づき、原則として、プレゼンテーション審査及び総合審査により行うものとしております。この別に定める審査票というのが、資料3の審査票になります。この審査票については、指定管理者候補者選定審査票の案ということになっております。

審査する施設により審査項目が変わってくるものになります。今お示ししている満点が156点満点の審査票は、公民館の審査をする場合の審査項目をベースとして作成されていますが、施設が変わりまして、市民プールですとか高齢者就労指導センターなどになると、項目がないものもありますので、それによって満点が変わってくるような審査票になります。審査前に、この施設はこの審査票でいいですかということを一度皆様に御確認した上で、審査に入る流れとなっております。

皆様が次回審査いただく西白井コミュニティプラザの審査票については、本日お配りしたブルーのファイルに挟まっております資料の中にも入っておりますので、後で御確認いただければと思います。こちら案という形となっております。

審査票は、募集要項で定める事業計画書及び資料2の4ページの審査に当たっての基本的な考え方に基づき作成したものととなります。西白井コミュニティプラザの資料がありますので、そちらを使って御説明いたしますと、今、こちらファイルの中、見ていただくと、申請書に、事業計画書というのが中に、9ページ目から入っているのですけれども。様式5-1と書かれている事業計画書があります。

9ページです。右上に9ページと書いてある。大丈夫ですかね。この様式5-1というのが、審査票の(1)の管理運営の基本方針についての様式5-1というところに対応したのになっていて、この事業計画書の内容の審査をこの様式5-1と書いてあるところでやっていただくみたいなことで審査いただく流れになっております。

この審査票の各項目の横に、様式の番号が書いてあるのが、その申請書の様式の番号と対応しているものになります。プレゼンテーションを聞きながら、この順番に沿ってプレゼンテーションをやっていただくので、その都度、この項目を見ながら審査をいただくという流れになっております。

すいません、資料2に戻りまして、(4)の審査に当たっては、市民サービス等の提案を審査した結果である「サービス等の評価点数」に指定管理者の提案価格が点数化した「価格評価点数」を加算して「総評価点数」を算定し、指定管理者の候補者を委員の合議で選定するものとします。

(5)になりますが、サービス等の評価点数で配点は90%、価格評価点数の配点を10%を基準とするものになっています。この指定管理者制度について、市の考えとしては、基本的には市民が利用する施設になりますので、サービスの評価を重視した配点としております。

(6)になります。審査に当たり必要と認められる場合は、追加資料の提出を求めることができるものとします。

(7)になります。先ほども御説明しましたが、選定にかかる審査会は非公開としております。

3のプレゼンテーション審査についてです。

プレゼンテーション審査は、提出された申請書の内容について、応募団体に来ていただき、委員の皆様の前で直接プレゼンテーションを行ってもらい審査をするものです。基本的には、申請書の内容の説明になりますが、プロジェクターなどを使って説明することもできます。

(2)の資格審査についてですが、募集要項に定める資格要件を満たす団体なのかを申請を受け付けた施設担当課が確認し、プレゼンテーションに入る前に、施設担当課から委員の皆様に御説明をする時間を設けております。委員の皆様は、説明内容に疑義がある場合は、施設担当課に質疑をすることができます。

次、めくっていただきまして、2ページ目の(3)の審査方法ですが、申請書類に基づ

き、申請団体で行うプレゼンテーション及び質疑により審査を行います。プレゼンテーションは申請書に沿って、団体の概要書、事業計画書、収支計算書の順で行います。

質疑については一問一答形式で、疑義があることや、掘り下げて聞きたいことなどを委員の皆様から申請団体へ質問していただき、内容を明らかにしながら審査を進めていくということでやっております。

1 団体につきプレゼンテーションの時間は30分、質疑の時間は30分とし、合計60分以内でプレゼンテーション審査を行います。

資料2の配点及び採点方法については、後ほど説明いたします。

続きまして、4の総合審査についてです。

審査方法としましては、プレゼンテーション審査の後で、委員間で討議の時間がありまして、自らの採点結果を明かさずに質疑や討議をしていただきます。討議の後に採点をしていただき、審査票の点数を書き入れていただきます。皆様に採点いただいた審査票を回収し、事務局で集計しまして、総評価点数を出し、点数が一番高かった団体を指定管理者の候補者として選定することになります。

(2)のほうになりますが、評価結果とともに主な選定理由を皆様の中で議論していただき、それを基に答申として作成していただきたいと思います。

西白井コミュニティプラザの前回の答申の3枚目に主な選定理由というのがございまして、三つあるのですけれども、大体、例年3点ほど、主な選定理由を挙げていただいて、まとめております。

(3)と(4)になりますが、最低評価基準点というものがございます。総合評価点数が1位であっても、この最低評価点数をクリアできていない場合は、候補者としては選定できません。最低評価基準点は2項目ありまして、サービス等の審査項目掛ける5点掛ける委員数、これを満たさない場合は不合格になります。

もう一点ですが、団体の経営状況という審査項目がありまして、これが5点掛ける委員数が最低評価基準点になりますので、この2点を満たしていない場合は、候補者に選定できませんので御留意ください。

こちらの審査票のほうですと、3ページ目の(15)というところが団体の経営状況になりまして、これが応募団体が1者のときには、割とここの項目については、合格か不合格かの分かれ目になるので、非常に重要なところになってきております。

すいません、戻りまして、5番の第2位順位者等の取扱いです。

指定管理者の候補者が辞退もしくは資格喪失等により候補者でなくなった場合に、第2位以降の者を順に候補者とすることができます。

3ページ目に行っていただきまして、結果の公表についてです。

審査結果は、7ページの選定結果、公表例に準じて公表します。公表する事項は記載のとおりでございます。

7、その他についてですが、各自御確認いただきまして、該当があれば事務局までお申し出いただければと思います。

続きまして、5 ページ目の配点及び採点方法です。

(1) 配点の③になります。先ほども御説明しましたが、おおよそサービスについては90%、価格については10%になるように配点しております。

2 のサービス等の評価点数の配点及び採点ですが、サービス等の評価点数は、各審査項目が原則10点としております。

ただし、類似施設の運営実績や市内の市民活動実績とその活用などの団体の実績を問う審査項目については、5 点としております。

こちらの審査票、資料3のほうですと、3枚目の(9)と(10)が5点満点の項目となっております。こちらにつきましては、当初は10点であったところなのですが、こちらも審査会からの意見で、新規の団体が参入しづらいだろうということで、10点の配点を5点に変更した経緯がございます。

採点については、1点刻みで採点することとしております。基本的に真ん中の中間点、基準点が5点、標準的なものは5点というところで基準点としておりまして、プレゼンテーションの内容を聞いて、よければ加点、悪ければ減点していくような形で審査をさせていただいております。応募団体が2者いた場合は、よいと思うほうに多く加点していただければ、差がつけやすいのかなというふうに思います。応募団体が1者の場合であっても採点を行い、最低評価基準点を満たしているかの審査を行います。

資料3のほうを見ていただきますと、各審査項目に審査の視点が書かれていますので、その内容について、一つ一つ評価し、採点をしていただくことになります。

先ほども申し上げましたが、審査票の資料3の3ページの(15)の団体の経営状況というのが、財務状況は健全であるかについて審査する項目になりますが、判断が専門的で難しい部分になりますので、前回の委員さんの中では、一回、討議のときに、企業の財務分析の知見がある寺嶋会長のほうから、応募団体の財務状況について御説明をいただきながら、お話を聞いた上でほかの委員さんも御判断いただくというような流れをしておりましたので、そのような形で進めさせていただければと思っております。

戻りまして、3の価格評価点数の配点及び採点についてです。

価格の配点は、全体の10%の配点で、156点満点に対して、1割の16点を価格の配点とし、そのうち審査票の、いっぱい飛んでしまい申し訳ないですけども、審査票のほうで4ページ目が価格評価の項目になりますけれども、こちら、提案額の審査と妥当性の審査の項目で半分ずつ配点して、それぞれ8点満点という審査項目になります。

(16)の提案額の審査は、募集要項に示している指定管理料の市の見込み額と提案額の割合により、計算式に当てはめて点数を出します。この計算式の上限の減額率がありますが、こちらが、西白井コミュニティプラザのほうに、資料を4枚目ぐらいに、ここの1枚

の価格の評価点数の計算式というのが、両面でA4のものがあるのですけれども。具体的には、真ん中辺に1枚のA4のものなののですけれども。こちらに市の見込み額と応募者の提案額を当てはめて計算をして、事務局のほうで点数をあらかじめ出ささせていただいております。これを委員の皆様を確認していただくという形で進めています。

今回、西白井コミュニティプラザは、次回やっていただくのですけれども、1者しか応募がなく、市の見込み額にほぼ近い提案でして、99.88%の提案額ということで、ほとんど配点としては0.1点という形になっております。こういう計算式がございます。

先ほど少し話したのですけれども、これにプラスして、最低価格の人が有利になるような配分の計算式が併せてあったところを令和5年度に改めて、これの計算式一本に改めたというところで、2者、3者来た場合でも、差が多くつくことがないような形に変更しております。

いろいろ飛んでしまい申し訳なかったのですけれども、資料2のほうの6ページ目に、その計算式がありまして、市の見込み額に対する上限の減額率というのがございまして、これが非公開の部分になって、事前に皆様に配付したのは、ホームページのものからコピーしたものであったので空欄になっていたと思うのですけれども、上限の減額率は〇〇%というところを基本にしております。これに対して、〇〇%よりも下げた場合は、全部満点という形で、それから、提案者の金額がどれぐらいかによって割合を出して、配点していくという計算式になっております。

審査票の(16)の説明は以上です。

審査票の(17)の部分については、事業に応じて、この金額は適正なのかという視点で審査いただきます。金額と説明内容に違いがないかという部分を審査していただきます。

妥当性の審査も、1点刻みで採点を行っていただきます。

いろいろなところに資料が飛んでしまって分かりづらかったかもしれないのですが、分からないことは、今、この場でではなくて、後日、電話とかメールとかで聞いていただいても大丈夫なので、すみません。説明が雑ぱくになりましたが、なかなか難しい内容だったかもしれないのですけれども、次回から、実際にこの審査やっていただいて、採点をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで説明の2の審査手順について終了します。

●会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。御質問ございましたら、挙手の上で御発言をお願いいたします。

●〇〇委員

すいません、全体的な資料がまだほとんど理解していないので、基本的なことになってしまいかもしれないのですけれども。

先ほど重要ということで、選定基準の(15)のところの団体に関してなのですけども。この応募してくる団体というのは、基本的には、数年運営されている法人になるのですか。それとも、完全に新規設立法人ということもあり得るのですか。

●事務局

今の既存で指定管理者をやっているところは、大体今やっているところが応募してくることが多いので、新規ではなくて、今やっている応募団体の応募というのが多いのですけれども。

公民センターというのが、来年度から新規で導入予定のところは、新規の団体になってくるので、そこに関しては、若干、見方は、今までの会社自体の経営の資料を出してもらって判断するような形になってくるのですけれども。基本的には、新規というよりは、今、指定管理者さんが既存でやっているところは、その団体さんが応募してくるというケースが本当に多いです。

●〇〇委員

分かりました。財政状況は健全かという話なのですけども、新規設立法人となると、結局、全部予測でやるような形になってくるので、非常にその運営の団体が、うちはどういうふうにやります、これから新しく設立するわけですから、今まで結局、経歴がないという。初めて法人やるぞという方たちがやるとなると、単なる理想の数字みたいになっちゃって、非常にこの状況が健全かどうかというのは全く分からない感じなので、そういう新設法人が来たら、すごい難しいなと単純に思っただけなのですけども。

●会長

原理的にはあり得ると思うのですけれども、少なくとも直近3年では、そういう業者からの応募はきていないですね。そういった場合、完全新規の法人なので、例えばサービス面で、提案内容に実績、こういうのがやってますみたいなこと出せないわけじゃないですか。そういう面でも、不利ではあるというのはある意味ありますので、あんまり考えられないかなということですかね。

ちょうど現在の運営している業者は、大体応募はしてくるので、そこと比較して、覆すほど具体的な提案内容だったら、あり得るかもしれないぐらいに思っただければいいかと思います。

●〇〇委員

では、応募団体としては、設立法人は駄目だよという、そういうのはないのですか。

●会長

そうですね。募集要項にはないですよ。設立何年みたいな規定は、多分ないと思うので。

●〇〇委員

分かりました。

●会長

その他、御質問いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員

入札価格の見込み額とか、審査の項目で市の見込み額というのが出てくるのですけれども、これは一体、いつどのようにして市が決めるのか、多分、業者さんにいろいろ前もって見積もり取ったり、そういうことされるのか、どういうことで市の見込み額というのが決められて、それを基準にされているのかというのを聞きたかったです。

●事務局

募集要項に、市の見込み額というのを出してございまして、これは担当課のほうで、西白井コミュニティプラザは何年かやっているものなので、実績に基づいて収入見込みですとか、そういうのを出しておりまして。人件費に関しては、今、人件費高騰しているので、それを見込んで算出をして、積算して出しております。

見積もりとかを取ることではなくて、積算をして出していまして、この債務負担行為は、何年か分かの予算をまとめて取るというのをやっているのですけれども、それを募集がある年の前年度に予算化するので、そのときに積算して求めて提示しております。実績を基に算出しているというところです。

●〇〇委員

何となく分かるのですけれども。

例えば、指定管理者で応募される業者さんが、新たにこういうふうな取組をするとかいうような計画を盛り込んでくるわけですね。当然そのときには、それから人数が必要だとか、1人増えるとか3人増えるとか、そういうふうなことで、計画自身の、今まで3人でやってきたようなことにプラスアルファで当然、人手がかかるよということで、積算されるところで、入札で金額入れてくるところもあると思うのですよね。

そうすると、今までの経験なり実績で、これが市の見込み額ですと言っちゃうと、当然合ってこなくて、そういうのは、前向きな市民に対するサービスのあれが、どんどん頭打ちになっちゃうのではないかなという気はするのですよね。ですから、積算方法というものは、どなたがやっているのか分からないけれども、そういうのは、うまく改善するところがあるのかなというふうに感じております。

●事務局

分かりました。今のところは担当課ごとに積算をしていて、人員の配置も募集要項のほうに定めていて、ここは何名ですというところで決めて積算をしておるので、実績に基づいてやっているところではありますが、今後そういったところも見直しが必要になってくる可能性があるのかなとは事務局としては思っております。今の積算のほうは、実績に基づいてやっているということになります。

●会長

お願いします。

●〇〇委員

〇〇委員の御指摘ですとか、〇〇委員の御指摘というのは、非常に的を射ているなというのがありまして。何かと言いますと、結局、新規参入がしにくい制度。本来ですと、民間が持っているノウハウというのを公の、我々行政の持っている施設の管理運営に少しでも反映させたいというのが本来の制度の趣旨であるのですけれども、実績がないと、なかなかプレゼンテーションで高得点を得られないですとか、市民に対して、こういう提案、こういう事業をやったらいいいのではないかなというような提案、これが結局、予算なり何なりに縛られてしまうというところ。これが、制度が出来上がってから20年以上になるわけのですけれども、我々も直面しているところでありまして、斬新な施設運営、そういうアイデアというのが、今なかなか生かしきれていないというのが正直ございます。

でありますので、業者さん、例えば2者、3者並んだときに、こういうような形で討議をするわけのですけれども、その際に、どこまで点数がひっくり返るかというところも当然あるわけのですけれども。

ただ、そうやって議論をして、直ちに反映はできないかもしれないけれども、後世、例えばこの次、3年後に見直しをしたりですとか、そういった形で反映させられると非常にいいのかなと。今の現行制度の限界というところでもあるわけのですけれども、そういう目で、我々委員は審査に臨む、そんな心がけというのでしょうか、それが必要なのかと思いました。

●会長

ありがとうございます。

その他、御質問等いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

●〇〇委員 〇〇でございます。

一つは感想なのですけれども、点数つけるの大変だなと思って話聞いておりまして。中身もまだ十分に理解していないので、来週までに一生懸命勉強しなきゃと思いましたけれども、そんな印象でございます。

質問が一つございまして、資料2の審査手順、平成17年改正決定して、18年度導入してわけのですけれども、改正しているのですよね。これは、先ほど会長がおっしゃったように、審査の物差しをいろいろ変えてきたので、その都度改定してきたというふうに理解してよろしいでしょうか。

●事務局

はい。そのとおりでございます。その都度、意見を聞いて反映してきて、細かいところを微調整しながらやってきております。

●○○委員

ありがとうございます。

●会長

ありがとうございます。

その他、御質問いかがでしょうか。

お願いします。

●○○委員

審査結果の公表というところなのですけれども、何者か競合して、そのうちの1者が採用されていると思いますけれども、残りの2者に対しては、どこまで公表されるのですか。例えばA社が総合点数一番でしたと、B社は例えば5点足りませんでした、トータルで10点足りませんでしたとか、どこまで、例えばサービスのルール、こういうところで他社より低かったのですよとかというの、本当の公表ではなくて、少なくとも入札したところの業者さんに対して、あなたのところはこうだったよというような情報というのは出すのですか、出さないのですか。

例えば、次回、うちはこういうところが足りなかったかなとか、次回入札するときに、もう少しこういうところを頑張って提案しようとかいうような、そういうような気づきみたいなことができるようなお知らせといいますか、結果をとすることは、今やられているのですか、全然やっていないのですか、総合点数だけ。

そういうふうにすると、今回は入札で負けちゃったけれども、次回はこういうところにもっと力を入れて提案していくとかいうような業者さんも、中にはいるんじゃないかなと。その後、お互い切磋琢磨して、いいものが提案できるのではないかなというふうに考えたのですが。それが分からないととにかく駄目だったというだけで、そうすると、気づきも何もないし、敗れた原因も、業者さんが何も残らないしというようなところがちょっと気がかりで、その辺はどこまで役所のほうから、あなたのところは、こういうところが足りなかったのだよと、こういうところが点数低かったよというところをどこまでお知らせしているのか、そういうところを知りたいと思います。

●事務局

ありがとうございます。

審査、公表の内容なのですけれども、手順の3ページのほうに公表する事項というのが書かれておりまして。候補者と第2位の順位者に対しては、団体名と、サービス等の評価点数、価格評価点数、総合評価点数について公表することとなっております。

これはホームページで公表するのですけれども、あと、募集する施設担当課から直接通知というものを出しますので、そこでどういう内容かというのは、担当課から直接、応募団体のほうにはお知らせしていることになっておりますので、その本人は、内容は分かるけれども、公表は1位と2位だけやっているというような状況です。直接、応募の方には

通知は出します。

●会長

ありがとうございます。

ちなみに今のこれ、価格点の採点の内訳というのは、応募者には公開されているのでしょうか。

●事務局

価格点の内訳、この内容ですかね。

●会長

規定のほうですね。この配点及び採点方法という形で、この価格点の内訳として、上限が減額率〇〇〇でみたいな、ここというのは応募者には見えているのですか。

●事務局

計算方法ですか。

●会長

はい。

●事務局

計算方法は、この手順自体は公表しているので、〇〇〇のところは空欄ですけれども、この計算式は公表しております。

●会長

応募者側でも、価格点の評価方法が改正で変わったというところは、一応見えているわけですね。

●事務局

見えていると思います。公表はしています。

●会長

分かりました。

その他、御質問いかがでしょうか。

基本的には応募かなり多いのですけれども、応募者が1者の場合は、これサービス等の評価が平均5点を下回っているか否かというところだけが基本的にネックになりますので。ここに任せるぐらいなら、市に直営でやってもらったほうがというところ以外は、5点以上をつけていただければというようなあれですね。

応募者が2者以上ある場合は、どこのほうがいいのかという視点でつけていただくと。そうなってくると、点数差というところが、やはり重要になってくるわけですね。項目によっては、基本的に点数の差なんて、ほぼつかない項目も結構あるわけですよ。例えば管理運営の基本方針が5点とか差がつくということは、そうそうないわけですね。ついて1点とか、大体、同点とか。

ほかにも、例えば緊急時の対応とか、利用料金だと公共の施設ですから、そんなに下げ

るということはほぼありませんから、大体同点とかになってきますので、サービス等の評価でも差がつくといったら、典型的には、自主事業の実施計画ですとか、管理運営、経費の削減も限度がありますので、類似施設の実績ですとか、市内での活動ですとか、そういった典型的な項目を特に重点的に、何点差をつけるかという観点で、比較する場合は見ていただければというところですね。

あとは、団体の経営状況についても、私ですとか〇〇委員のほうで、向こう3年とか5年、この指定管理を任せる期間について、少なくとも、いきなりつぶれたりしないかみたいなところについて一応コメントはしますので、そこで少なくとも大丈夫でしょうという話であれば、5点以上というような認識でつけていただければいいかなというところですね。

価格評価のところについても、提案額そのものについては、自動的に計算して出させていただきますので、我々が採点すべきは妥当性というところになりますが、これは正直言って、妥当性とは何という話になるのですけれども。提案内容に対して、コストパフォーマンスというに変ですけれども、妥当な提案になっているかというところですね。

前も、さっきも言いましたけれども、順位という話だったので、ほんの10万円ぐらいしか提案額が違わないのに、順位が1位だという理由で15点がついちゃったりするわけですね。しかも、それが掛ける人数分という話になるので、1人当たりのサービス等で15点ぐらい、こっちのほうがいいなと思っていたのをひっくり返るみたいな形になっていたもので、それは、さすがに変でしょうということで、現在のようになっていると。

そんな感じで、提案内容、サービスの内容について、これぐらいならちょっと高くてもこっちのほうがいいなみたいなのがあったら、妥当性がこちらのほうが高いみたいな、そういう感覚で判断していただくといいのかなというふうに思っております。

いかがでしょう、質問等は現時点で。

●〇〇委員

初歩的な話なのですが、評価点の話ですけれども、このゼロ、5、10の点をつけるのですか。それとも、今言った6点とか7点もつけていいということ。

●会長

これは、ゼロから10までの整数で、1点刻みですね。

●〇〇委員

真ん中が5ですよという。

●会長

そうです。

●事務局

そうです。

●〇〇委員

すいません。まだ理解できていないのですけれども、抽象的な言葉の中で、メルクマール、要するにこういう点だったら5点でしょうとか、そういうものの認識が一致していないと、その人の肌感覚が、自分の今までの人生の中での感覚になっちゃって、この辺がどういうふうに公平性というか、そこがよく分からないのですけれども。

●会長

基本的には、数字の大小というよりは、複数候補者がいた場合に、何点差をつけるかというところのほうが評価の構造的に重要なのです。だから、人によって8点をつける、3点をつけるという場合でも、このもう片方の業者に対して、私は同じ8点をつける、3点をつけるだったら、相対的には変わらないのです。

結局、大小というよりは、その比較、相対的な応募者間での比較という話になるので、絶対的な数字が大きい小さいかというのは、このサービス等の評価点数の平均点が5点以下であるかというところにしかきいてこない話になるので、複数の候補者がいた場合の差を何点つけるかというところは、統一したほうがいいかもしれないという感じがすね。

●〇〇委員

ということは、例えば4者出てきたら、4者を並べてみて、点数をそれぞれつけるというようなイメージですかね。

●会長

そうです。そのイメージのほうが正しいというか、我々の。

●〇〇委員

1者ごとにやるというよりは、この項目について、4者並べたら、ここはいいよねといったら4点をつける。

●会長

そうです。全体的にそれがゼロからスタートなのか、5を基準にするのか、10点を一番いいやつにしてとかというのは、あんまり考えなくてもいいのです。どっちかというところ、ゼロスタートにされると、平均点が5を割る可能性があるんで、ちょっと基準を高め置いていただいて、本当に順位をつけるというイメージのほうが、評価としては機能するかと思います。

●〇〇委員

実務的には、ここの点数というのは手書きで入れるのですか。

●事務局

手書きです。

●〇〇委員

入力するんじゃないんですか。

●事務局

その場で、手書きで書いてもらったのを回収してやっています。

●〇〇委員

分かりました。

●会長

ありがとうございます。

その他、御質問いかがでしょうか。よろしいですかね。

ここについては、今後、実際に審査をしてもらった上で明らかになってくる疑問点とか、やっぱりここは変じゃないかとか、こういう項目を入れたほうがいいのではないかみたいなのもおいおい出てくると思いますので、その辺はどんどん討議していければと思いますので、よろしくお願いいたします。

お願いします。

●〇〇委員

直接審査とは関係ないのですが、例えば指定管理者、選ばれたところが施設を増設というか、エアコンをつけたいとか、そういったのは、どこの予算になるのですか。管理者の予算になるのですか、それとも。

あと今、たまたま行っているところで、青少年センター、船橋カントリーの前にあるところ、あそこの体育館を使わせてもらうことがあるのですが、エアコンがついていないのですよ。夏なんかは、ものすごく暑い。そうすると公民センターのほうがいいよねといって、あっちへ行く。結構あちは遠いと、うちからは。そうすると、例えば青少年センターの体育館にエアコン設備をつけてくださいというのは、市のどこか担当部署がお金を出すのですか。それとも、指定管理者が出すのか。そういうわけにはいかないと思うのだけれども。そういう要望なりというのを実現するためのどういうふうに評価されるのか、もしくは手当てされているのかなというのを知りたいのですけれども。

●事務局

大きな設備に関しては、市のほうの負担で、壊れたら直したりとか、新しく設置したりというのをやっていて、施設担当課のほうに声が上がって、それから、その予算をこっちの公共施設マネジメント課で持つかどうかというのは、協議で決めるのですけれども。

基本的には、設備は市のほうでやって、修繕とか追加でつけたりするのは、市のほうでやっておりまして、指定管理者さんのほう、管理の中で10万円以内で収まるような軽微なものは、負担してもらうというふうな取決めになっています。

●〇〇委員

なかなか利用者も、どこが担当かも分からないのですよね。例えば青少年センターの体育館は、どこが管理されているのですか。

●事務局

青少年センターは、生涯学習課です。

●○○委員

そこが市民としては、そこに言えばいいの、それとも指定管理者の。

●事務局

指定管理者に。

●○○委員

管理している人に、こういう意見がありました、やってくださいと。そうすると、指定管理者がその担当課に、間接的なものですね。お金持っていないのだから、指定管理者は。分かりました。

●会長

ありがとうございます。

予算については、なかなか線引きが微妙なところもあるのですよね。結構、指定管理業者の持ちで拡充している、例えば児童コーナーの図書とか、ああいうのもあったりというのもあるので、なかなか線引きが難しいのですけれども、そこも結構議論ができたらいいなというふうに思っております。

御質問、現在のところ、よろしいでしょうか。

では、次の事案に行きたいと思います。

では、以上で、説明2を終了したいと思います。

最後に、説明事項3、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

今後のスケジュールについて、資料1の8ページを御覧ください。

第8回、次回の審査会ですが、10月15日火曜日午後1時15分から、西白井コミュニティプラザの選定を行います。

現在、応募団体は1者です。場所は、本庁舎の4階の大委員会室になりますので、そちらのほうに直接お越しく下さい。

第9回審査会が、10月23日水曜日午後1時15分から。選定施設が白井コミュニティセンター、白井児童館になります。

今、この前の金曜日、10月4日が締め切りで、応募団体4者来ておりますので、今、イメージということで書かせていただいたのですけれども、当初は1者か2者かぐらいしかこないことを想定していたので、3時間程度というふうに御案内していたのですが、4者になって。1者1時間ですと、4時間は最低かかってしまうような流れなので、今、お示しましたように、もしかしたら7時ぐらいになってしまうかなというところで、大変遅くなってしまっただけで申し訳ないのですけれども、一応そういった予定になりますので、もし万が一、何か都合悪い場合は言っていただいて。途中で抜けると、多分、全部審査ができなくなってしまうので、最低プレゼンまでは聞いていただくようなところで、採点して

急ぎで帰ってもらおうとかということぐらいは調整できるかなとは思うのですが、遅くなるということだけ、御承知おきいただければと思います。

スケジュールについては以上となります。

●会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。大丈夫ですかね。

お願いします。

●〇〇委員

今の23日のやつは4者あって、その4者を1個終わったごとに点数つけるの。全部のやって、さっきの話じゃ、比較という、4者終わってからじゃないと、つけられないですよ。

●事務局

そうですね。4者終わってから討議があって、採点するという形になりますので、全部聞いて終わってから、最後に採点です。

●〇〇委員

全部、全員、最後までいないとできないですよ。

●事務局

いないと駄目なので、最後まで聞いて、自分の中で採点して、先帰りますというのは、ぎりぎりできるのですけれども、全部聞いて終わらないと駄目です。

●〇〇委員

分かりました。

●事務局

すみません、時間が、微調整はできると思うのですけれども、やっぱり4時間以上かかっちゃう。

●〇〇委員

でも、手を挙げた業者さんが真剣にやっているのだから、我々が自分の時間で早く帰って、そんな失礼になっちゃう。それは分かりました。

●会長

大体、毎回30分、40分ぐらいは、予定より早くは終わるのですけれども、このぐらいになると。

お願いします。

●〇〇委員

すいません、私ごとということなのですが、第8回審議会ですけれども、税理士会の会議があるので、このときだけ欠席させていただきます。この場でおわび申し上げます。

●会長

ありがとうございます。

その他、御質問よろしいでしょうか。

では、以上で説明 3 を終了いたします。

以上で本日の議題を終了いたします。

続きまして、その他として、事務局から何かございますか。

●事務局

御案内のとおり、この後、希望者で視察に参りますので、希望される方は正面玄関に集合をお願いします。